

鳥取県スーパー工業士認定制度運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スーパー工業士認定制度実施要綱(令和4年7月12日施行)(以下「実施要綱」という。)

第2条の規定に基づき設置する鳥取県スーパー工業士認定制度運営委員会の運営について、実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(構成及び組織)

第2条 委員会は、委員3名以内で構成する。

2 委員は、スーパー工業士認定制度検討ワーキングに参加した県内の学識経験者、試験研究機関を中心に知事が任命する。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを決める。

4 委員長が出席できないときは、委員長がその都度指名する委員がこれを代行する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、商工労働部長が招集する。

2 商工労働部長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和5年6月20日から施行する。